

いつ起こるかわからない地震への備え.... 本当に大丈夫ですか？

地震



地震危険
補償特約

は、「地震・津波・噴火」を原因とする
火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

津波



噴火



大阪府火災共済協同組合

事務所・店舗・工場など

共済の対象は「建物」に限ります！

事業物件も加入OK！！

地震危険
補償特約



『地震危険補償特約』のご加入にあたって

1 ご加入の対象

住宅に限らず、店舗・事務所・工場など新耐震基準である昭和56年6月以降の「建物」が対象となります。
(新耐震基準と同等の耐震性能が確認できる場合には、昭和56年5月以前の建物もお引受けすることがあります。)
家財、営業用什器・備品、商品、機械設備等の動産は対象になりません。

2 地震共済金額

物件に関わらず、地震共済金額を主契約の共済金額の30～50%の範囲内で1,000万円を限度として設定します。

3 『地震危険補償特約』の共済掛金例

例) 建物の地震共済金額が1,000万円の場合 (令和3年1月 改定)

所在地	住家物件 居住の用に供する建物		非住家物件 住家物件以外の建物	
	イ構造(注1) (耐火構造)	ロ構造(注2) (非耐火構造)	イ構造(注1) (耐火構造)	ロ構造(注2) (非耐火構造)
大阪府	8,500円	15,300円	12,400円	22,300円

(注1) イ構造・・・耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建築物等 (注2) ロ構造・・・イ構造以外の建物

『地震危険補償特約』のお支払いについて

お支払いする地震共済金

地震危険補償特約では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、建物が「全壊」「大規模半壊」「半壊」に該当する場合に地震共済金をお支払いします。

地震共済金は、実際の修理費ではなく損害の程度に応じて地震共済金額の一定割合(100%、60%、30%)をお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする 地震共済金
	建物の主要な 構成要素の損害割合	焼失または流失した 床面積	
全壊	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	地震共済金額×100% (時価が限度)
大規模半壊	建物の時価の 40%以上50%未満	建物の延床面積の 50%以上70%未満	地震共済金額×60% (時価の60%限度)
半壊	建物の時価の 20%以上40%未満	建物の延床面積の 20%以上50%未満	地震共済金額×30% (時価の30%限度)

損害の程度である「全壊」「大規模半壊」「半壊」の認定は、リ災証明書が発行された場合は、リ災証明書の被害認定に基づき地震共済金を支払います。なお、非住家物件に対してリ災証明書が発行されない場合は組合が上記の認定の基準に従って被害認定を行い地震共済金をお支払いします。

※リ災証明書とは、地方自治体が、地震等により損害を被った建物について調査を実施のうえ、認定する被害程度(「全壊」「大規模半壊」「半壊」の区分)を記載する証明書です。

資料請求・お問い合わせは

大阪府火災共済協同組合

取扱代理所

〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17 商工中金船場ビル6階

TEL.06(4708)8720 FAX.06(6267)7222

共同元受先 全日本火災共済協同組合連合会

このチラシは地震危険補償特約の概要を説明したご案内文書です。お引き受けに関する事項、共済金をお支払いできない場合等、詳細につきましては、「重要事項説明書」および「地震危険補償特約」をご覧ください。取扱組合または取扱代理所へお問合わせください。

地震や津波も
補償します

